

審 査 基 準

令和5年7月1日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第14条の2第2号
処 分 の 概 要：道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：2週
申 請 先：交通部交通規制課許認可係
問 合 せ 先：交通部交通規制課許認可係（電話075-451-9111内線5192）
備 考：